

弥彦村交通安全計画

(第10次H28～H32)

交通事故の無い社会を目指して

弥彦村交通安全対策協議会

ま え が き

交通安全の確保は大きな社会問題であり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、46 年度以降、9 次にわたる交通安全基本計画を作成し、県及び村、関係民間団体等が一体となって陸上交通の分野において交通安全対策を強力に実施した結果、陸上交通の安全対策は、着実な進展を続けてきました。

しかしながら、少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が事故当事者となる件数は増加傾向にあり、今後さらに高い状態で推移することが考えられます。

言うまでもなく、交通事故の防止は県及び村、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していく必要があります。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき弥彦村では、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1部 総論	
第1章 道路交通事故等の現状	3
1 道路交通事故の推移と現状	3
2 道路交通を取り巻く状況の展望	4
3 道路交通事故の見通し	4
第2章 道路交通安全対策の今後の方向	4
1 重点課題	4
2 その他の分野別課題	6
3 第10次交通安全計画の目標	6
第2部 講じようとする施策	
I 重点施策	
第1章 高齢者の交通事故防止	8
1 道路・交通安全施設等の整備の促進	8
2 防止対策の推進	8
3 教育・啓発の促進	8
第2章 歩行空間及び自転車の安全確保	9
1 歩行空間の整備・改良	9
2 事故防止対策の推進	9
3 教育・啓発の推進	10
4 自転車利用者に対する指導の推進	10
5 歩行者・自転車に対する保護の推進	11
第3章 シートベルトとチャイルドシート着用の徹底	11
1 すべての座席における着用意識の普及啓発	11
2 交通指導取締りの推進	11
第4章 飲酒運転の根絶	11
1 飲酒運転に向けた規範意識の確立	11
2 交通指導取締りの推進	11
II 分野別施策	
第1章 道路交通環境の整備	12
1 道路の新設・改良による交通安全対策の推進	12
2 交通安全施設等の整備	13
3 効果的な交通規制の推進	14

4	地域住民一体となった安全な道路環境の整備	14
5	その他の道路交通環境の整備	14
第2章	交通安全思想の普及徹底	16
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
2	交通安全に関する普及啓発活動の推進	17
3	交通安全に関する諸団体の活動推進	19
第3章	道路交通秩序の維持	20
1	交通の指導取締りの強化等	20
2	暴走族対策の強化	20
第4章	救助・救急体制の整備	21
1	救助・救急体制の整備	21
第5章	損害賠償の適正化	21
1	自動車損害賠償保障制度の充実	21
2	損害賠償の請求について援助	21
III	踏切道の安全についての施策	
1	踏切道の構造改良等による対策の促進	22
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等	22
3	踏切道の統廃合の促進	22
4	その他踏切の安全と円滑化を図るための措置	22

参考資料

交通安全対策基本法（抄）

弥彦村交通安全の保持に関する条例

計画の基本的な考え方

交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、交通事故及びこれによる死傷者根絶の究極目標を目指す立場から、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に即応した安全対策施策を講じていく必要がある。

このような観点から、県の基本計画に基づき、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それらの相互の関連を考慮しながら、本村の実態に即した適切かつ実施可能な施策を総合的に策定し、かつ、これを村民一体となって協力を推進することを基として、本計画を作成するものとする。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する村民1人1人の交通安全思想の高揚と交通安全意識の醸成を図ることが極めて重要であることを考慮し、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。さらに、村民自らの意識改革のためには、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接関わったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、本村においても、その実情に応じてかかる仕組みを工夫する。

(2) 交通機関に係る安全対策

車両等の交通機関が原因となる事故の防止対策として、その構造、設備、設置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じる。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と交通機関との分離を図る等、混合交通に起因する接触の危険を排除し、交通の流れを秩序づけることによって、交通機関の安全な通行に役立てるものとする。

これら三要素に関する有効適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化を図るとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実、損害賠償の確保等被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすよう努めるものとする。

なお、交通の安全に関する施策は、多方面にわたっているが、相互に綿密な関係を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが最も重要である。

また、これらの施策は高齢化・情報化・国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、施策の効果等を考慮し、適切な施策を選択し、これを重点的かつ、効果的に実施するものとする。

さらに交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるので、これらの視点を十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に含めた取り組みを行っていくものとするほか、防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

交通事故防止のためには、関係諸団体の自主的な交通安全活動を積極的に促進するとともに、村民一体となって施策を推進することが重要であるため、弥彦村の行う交通の安全に関する施策について、広く村民の声を反映させ、真に実効あるものとする。

第一部 総論

第1章 道路交通事故等の現状

1 道路交通事故の推移と現状

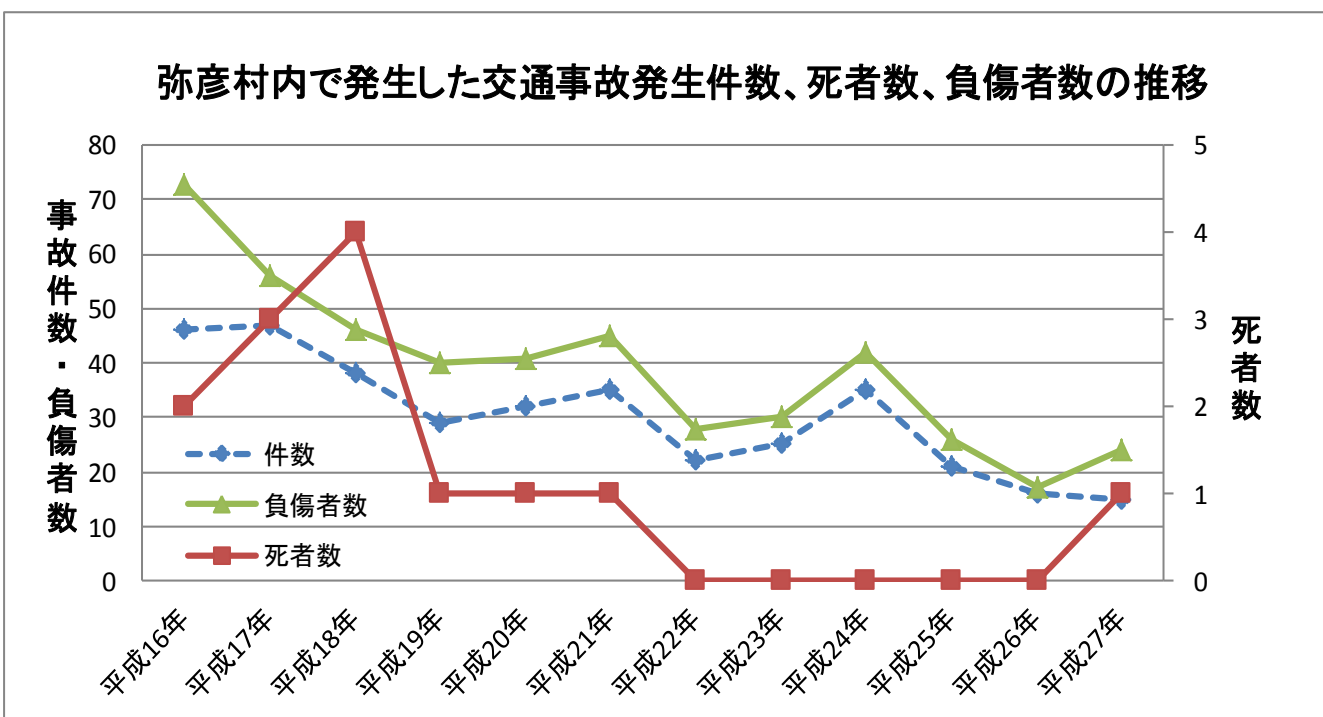
弥彦村は東西 5.94 km、南北に 6.92 km、面積 25.16 km²と小さく、美しい自然に恵まれた観光と農業の村である。

道路は主要道である県道吉田～弥彦線が東西に、新潟～寺泊線が南北に走り、これら主要道を中心に幹線村道 9 号線、10 号線及び麓～大戸線が整備され、道路網が形成されている。

本村における道路交通事故は、発生件数、負傷者数、死者数ともに、平成 19 年以降ほぼ横ばいで推移している。

交通事故による死者数は、平成 19 年から 27 年までの間は 1 人となっている。

過去 5 年（平成 23 年以降）の積算では、高齢者の死亡事故が 1 件あり、高齢者の被害が目立つ。



(弥彦村内における過去 5 年間の交通事故発生状況)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
発生件数	25	35	21	16	15
負傷者	30	42	26	17	24
死者数	0	0	0	0	1
(内高齢者)	0	0	0	0	1

近年の交通死亡事故の発生状況をみると、県内での特徴は次のとおりである。

- ① 65歳以上の高齢者の死傷者数が高水準で推移している。
- ② 高齢者が第1当事者（交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者又は過失が同程の場合は被害が最も軽い者）となった事故件数が急増している。
- ③ 自動車乗車中の死者のうちシートベルト着用率は3割。

これは、

ア 高齢化の進行により、死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口及び高齢者運転免許保有者数が増加していること

イ シートベルト着用の重要性を理解していないこと
などが原因と考えられる。

2 道路交通を取り巻く状況の展望

村の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数共に着実に増加することが見込まれる。

また、このような道路交通の量的拡大に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加は、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられる。

3 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況について正確には見極め難いところであるが、事故発生の諸要因を一定の前提の下に推定し、将来の交通事故を予測すると、走行中及び自動車乗車中の事故や、高齢者の死者数が増加するものと見込まれ、現状よりもなお一層憂慮すべき事態になることが懸念される。

第2章 道路交通安全対策の今後の方向

1 重点課題

量的・質的に変化していく道路交通を背景とした厳しい交通事故状況に対処していくためには、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故及びこれによる死傷者を根絶し、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現することを目標に経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要がある。

さらに、交通の安全は交通需要や交通の円滑性、快適性と密接な関連を有するものであるため、これらの視点に十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組みを行っていくものとする他、防災の観点にも適切な配慮を行うこととする。

このような視点から道路交通環境の確立、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・緊急体制の整備、損害賠償の適正化等各般の交通安全対策を充実し、官民の連携を一層緊密にしつつ、総合的かつ計画的に推進することとする。

特に次の重点施策及び新規施策を強力に推進する。

(1) 高齢者の交通安全対策の推進

平成27年中、本村で高齢者（65歳以上）が関与した事故件数は全体の53%、1件起こった死亡事故も高齢者が関与している。

高齢化社会の進展に伴い、さらに増加することが懸念されている高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対して、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を取得されることを目標として、参加、体験、実践型の交通安全教育及び高齢者交通安全指導員の養成を積極的に推進するほか、各種の普及啓発活動の推進や反射材の効果への理解及び反射材用品の普及を促進し、高齢者への交通安全意識の推進が必要となる。

また、「平坦性が確保された幅の広い歩道」、高齢者等感応信号機、コミュニティ道路等の整備、生活ゾーンにおける交通規制の充実や住居系地区等におけるコミュニティ・ゾーンの形成等によりバリアフリー化における歩行空間の整備を行うとともに、追い越しのための追加車線、分かりやすい道路標識の整備、幅の広い歩道等、高齢者に配慮した道路交通環境の整備を推進する。

さらに、高齢者の交通安全対策として、高齢者講習の充実等を推進する。

(2) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

平成27中、新潟県内における自動車乗車中の死者のうちシートベルト着用者の割合は3割ほど。

一般道においてシートベルトの着用率を調査したところ、運転席、助手席の着用率は9割を超えているが、後部座席の着用率は全国平均を上回っているものの、約4割にとどまっている。

このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や各種の広報媒体を通じた積極的な広報活動を展開するとともに、シートベルト着用義務違反に対する指導取締りの充実を警察当局へ強く働きかける。

特に、チャイルドシートについては、正しい着用を指導する指導員の養成、チャイルドシートの再利用活動の推進等を図る。

(3) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備にともなう働きかけ

事故多発地点について重点的に対策を講じるとともに、信号灯器のLED化、道路標識の大型化、自発光化、道路標示の高輝度化等を推進する。

さらに、災害に強い道路及び交通安全施設の整備、的確な交通規制の実施等災害時における交通安全を確保するための施設を推進する。

(4) 交通安全教育の推進

自他の生命尊重の理念の下に交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針として、幼児、高齢者、障害者等交通弱者の保護意識の醸成を図り、幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の一貫性の確保及び家庭、学校、職場、地域等の領域別の教育相互の有機的な連携を図るとともに、指導者の養成、確保、教材等の充実、

参加、体験、実践型の教育の一層の充実を図る。

(5) 飲酒運転の根絶

平成27年中、新潟県内の飲酒運転による交通事故発生件数は66件、死者数は5人。

平成19年に罰則が強化されたことにより飲酒運転自体は大幅に減少しているが、いまだゼロにはなっていない。

悪質、危険な飲酒運転を無くすため、飲酒運転の危険性を呼びかける各種運動や広報啓発を引き続き推進するとともに、酒類提供飲食店などと連携し、地域や職場等における飲酒運転根絶の取組みを更に進め「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図る必要がある。

また、指導取締り体制を充実し、取締りにより飲酒運転常習者を道路交通から排除し、飲酒運転の根絶に向けた取組みを推進する必要がある。

(6) 歩行者及び自転車の安全確保

特に子どもや高齢者といった、いわゆる「交通弱者」の歩行中の安全を確保するために、通学路、生活道路、幹線道路等において歩道の整備等を推進する必要がある。

また、自転車については、被害者となることがある一方、歩行者と衝突した場合には加害者となる可能性があるため、それぞれの対策を推進する必要がある。

そのため、生活道路や幹線道路等において走行空間の確保を進めるとともに、自転車利用者に対しては交通ルールの理解を深めるために交通安全教育を充実させ、自転車の安全利用を定着が必要となる。

2 その他の分野別課題

交通事故による死者数をなくすことはもとより、これらの交通事故そのものを減少させ「交通事故のない弥彦村」を目指し、下記項目の施策を推進していく。

(1) 道路交通の分野別施策

- 道路交通環境の整備
- 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策
- 安全運転の確保
- 道路交通秩序の維持
- 救助・救急活動の充実
- 損害賠償の適正化

(2) 踏切道における交通の安全

3 第10次交通安全計画の目標

諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、通事故発生件数及び交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、村民を交通事故の脅威から守ることを目標とする。

このことより、本計画の最終年である平成32年までの交通事故発生件数及び交通事故による死者数の減少目標を設定する。

交通事故発生件数は過去の実績を踏まえ、「年間10件以下を維持すること、また死者数については5年間で0人を維持すること」を目指す。

第2部 講じようとする施策

I 重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止

1 道路・交通安全施設等の整備の推進

(1) 歩行空間のバリアフリー化の推進

だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のLED化、音響式信号機の設置や道路標識の大型化などの交通安全施設等の整備を推進する。

(2) 高齢者の視点を生かした道路整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者を始めとした地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映させていく。

2 防止対策の推進

(1) 事故危険箇所における事故抑止対策の実施

死傷事故が多発している交差点・単路について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故防止対策を実施する。

(2) 高齢者の街頭指導等の推進

高齢の歩行者・自転車利用者に対する保護誘導や街頭指導を推進する。

3 教育・啓発の推進

(1) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

新潟県高齢者交通安全推進員制度を推進するとともに、高齢者交通安全推進員との連携を深め、老人クラブ等を通じて参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催を推進する。

また、高齢者が自ら参加して「事故にあわない、起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブチャレンジ100」等の県民運動を推進する。

公民館等で開催する、高齢者が参加する教室・講座等において、交通安全にかかる学習内容を取り入れ普及を図る。

(2) 反射材の普及促進

高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型交通安全教育を推進する。

(3) 高齢運転者に対する運転免許証の返納促進

高齢者が加害者となる事故防止対策として、交通安全教室等において運転免許証の自主返納制度について説明するなど返納促進に向けた活動を行うとともに、運転免許証返納者に対する支援施策を実施する。

(4) 交通安全運動での重点的取組みの推進

交通安全運動等実施の際に、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取り上げるとともに、高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者への保護意識を強化するために高齢者の交通事故の特徴等を幅広く市民に広報する。

また、高齢者の家庭訪問を実施し個別指導を行うことで高齢者の交通事故防止に取り組む。

(5) ライト早め点灯運動等の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が交通事故に遭う危険性が高まることから、車両運転者に対してライト早めの点灯の呼びかけを行うほか、ライトのこまめな切り替えによる前方への意識集中を高める運転について推進を図る。

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

1 歩行空間の整備・改良

だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のLED化、音響式信号機の設置や道路標識の大型化などの交通安全施設等の整備を図る。特に小学校や保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進する。

2 事故防止対策の推進

(1) 道路占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路の占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

(2) 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件については、その実態把握に努めるとともに道路管理者と公安委員会が連携を図りながら、市街地を重点にその是正を行う。特に歩道上における不法占用物件については歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行う。

3 教育・啓発の推進

(1) 効果的交通安全教育の推進

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴をとらえた交通安全教育を積極的に実施する。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、家庭訪問による個別指導に努める。

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、交通安全運動等の充実化を図る。さらに効果的な運動を推進するため、地域に密着したきめ細かい活動を図り、交通事故は身近なものでありその防止が重要であることを認識させる運動を展開する。

(3) 安全速度の励行と定着化

「安全速度」とは、「規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行すること」であり、これについて、正しい理解と定着化が図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努める。

(4) 広報・普及活動の強化

歩行者や自転車の交通ルール遵守及びマナーの向上のため、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、学校、職場等を通じて積極的な普及活動に努める。

4 自転車利用者に対する指導の推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対し積極的に街頭指導を行う。

指導・警告に従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

5 歩行者・自転車に対する保護の推進

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者、自転車利用者の通行を妨げる歩行者妨害等違反の取締りを強化する。

第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

1 すべての座席における着用意識の普及啓発

(1) 交通安全運動での重点的取組の推進

交通安全運動等の重点として、シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底について広く村民に呼びかけるとともに、交通指導所の実施によりシートベルトとチャイルドシート着用効果及び正しい着用方法についての指導を図る。

(2) 広報・普及活動の推進

シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を深めてもらうため、保育所等の関係機関・団体を通じて積極的に広報を推進する。

2 交通指導取締りの推進

シートベルトの着用及びチャイルドシート使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを推進する。

第4章 飲酒運転の根絶

1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

(1) 交通安全運動での取組みの推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶について呼びかけ、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、飲酒運転の危険性について理解を深める。

(2) 広報・普及活動の強化

飲酒運転の危険性について理解を深めるため、広報誌やホームページを活用し、飲酒運転による交通事故の実態、飲酒運転防止等の周知に努める。

2 交通指導取締りの推進

飲酒運転根絶のための積極的な取締りを推進する。

II 分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

1 道路の新設・改良による交通安全対策の推進

(1) 適切に機能分担された道路網の整備

(a) 一般道路の新設・改良

交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、道路標識、道路照明、防護柵、道路反射鏡等の整備を図る。

(b) 既設の道路標識、道路照明、道路反射鏡等、建替更新時の施設

順次計画的に更新し、視認性の維持に努める。

(2) 改築による道路交通環境の整備

(a) 歴史的町並みや史跡等卓越した歴史的環境について

地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

(b) 道路利用者の視点を活かした道路交通安全環境整備

交通の安全は地域に根ざした課題であることを考え、道路を利用する人々のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

(3) 災害発生等に備えた安全の確保

豪雨・豪雪・地震・火山噴火等による災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、生命線となる道路の整備や道路の防災対策、緊急輸送道路を中心とした橋りょう等の耐震補強、雪崩・地吹雪対策を実施するとともに、道路防災週間等を通じた道路利用者への道路防災対策の普及・啓発を推進する。

(4) 地域に応じた安全の確保

冬期の道路交通の確保と円滑化を図るため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布を実施するとともに消・融雪施設等の整備を推進する。また、歩行者の安全を確保するため、雪道計画にそって歩道除雪を実施する。

2 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 事故多発地点対策の推進

(a) 事故多発地点の重点的整備

道路の構造等に応じて信号、道路照明、道路標識、区画線、道路反射鏡等の交通安全施設等の整備を推進する。

(b) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機の設置を図る。

(c) 依然として多発している夜間死亡事故に対するため道路照明、視線誘導標の設置を推進する。

(2) バリアフリー化を始とする歩行空間等の整備

(a) 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間において、歩道及び自転車道の整備を引き続き重点的に実施する。

(b) だれもが安全で快適な移動ができるように、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度・大型化、身体障害者専用駐車場等を整備するとともに、改築事業等と併せた電線類の地中化を推進する。

(c) 高齢運転者の増加に対応するため、道路標識の高輝度化・大型化・可変道路標示の高輝度化等高齢者に見やすい道路標識・道路標示の整備を図る。

(d) 児童・幼児の通行の安全を確保するため歩道等の整備、押しボタン式信号機、横断歩道等の拡充により、通学路・通園路の整備を図る。

(f) 市街地周辺及び農村地域の住宅化の進展に伴う通学・通園路、ニュータウンの住宅密集地等の用排水路転落事故を防止するため、ガードレール・ふた等の安全施設を整備する。

また道路空間と一体となって交通安全施設と同様に機能する歩行者用通路や交通広場などの整備を推進する。

(3) 円滑・快適で安全な道路交通の確保

多数の路上駐車のため、安全で円滑な道路交通が阻害されている地域においては村営駐車場への誘導、また、地元交番署員の応援を得て違反者の指導、取締りに努める。

3 効果的な交通規制の推進

(1) 事故多発地域における重点的交差的交通規制

交通事故の多発する地域、路線等においては、最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の効果的な交通規制を重点的に実施する。

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車輛の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（昭和36年法律223号）による通行禁止等の交通規制を的確に迅速に行うため、信号制御等により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、あわせて、災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する交通情報板等の整備を推進する。

4 地域住民等と一体となった安全な道路環境の整備

安全な交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点をいかすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見については、電話、はがき、インターネット等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と村民の連携による交通安全対策を推進する。

さらに、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

5 その他の道路交通環境の整備

(1) 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

(2) 道路使用及び占用の適正化等

(a) 道路の使用及び占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路の占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導を行う。

(b) 不法物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、特に歩道上における不法占用物件については歩行者の支障となり危険であるため、指導等による排除を行う。

(c) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施行について合理的な調整を図る。さらに掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

(a) 自転車利用について

総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）による施策を総合的に推進する。

また、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に自転車駐車場の整備を推進する。

(b) 教育及び広報活動の実施

自転車利用者に対し、交通社会における責任の自覚を求めため、自転車の点検整備、自転車の安全な乗り方、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を推進する。

また、道路交通法その他の法令に定める正しい走行方法、正しい駐車方法について、道路上で明確に理解できるよう走行区分の明確化等の整備を推進する。

さらに、自転車産業振興会等の関係団体による正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を支援する。

第2章 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせることを目標とし、保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ断続的に行う。

これらを効果的に実施するため、紙芝居、視聴覚教材等を利用したり具体的場面を設定したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

村、関係機関、団体は、教材・教具の提供等を行うことにより、保育園において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、家庭における適切な指導、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

(2) 児童生徒に対する交通安全教育

小学校、中学校の児童及び高校生徒に対する交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気づいて常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえつつ、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ断続的に行う。

そのために小学校では、

- ・ 「交通安全教室」の開催
- ・ 「安全な自転車乗り方教室」の開催

中学校では、

- ・ 自転車の事故防止や乗車マナーの指導
- ・ 「自転車の安全運転」と「歩行者としての交通安全」を指導
- ・ 「夕暮れ指導作戦」の実施

高校生では、

- ・ 交通社会の良き社会人として必要な交通マナーを身につけさせる。
- ・ 交通安全協会等関係団体と連携のもと、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。

(3) 成人等に対する交通安全教育

運転者に対しては、民間交通安全団体と連携して歩行者及び自転車利用の保護、シートベルトの着用、スピード違反、飲酒運転等死亡事故に直結する恐れの高い悪質、危険な運転や違法駐車防止等中心に指導取締を図り、また自発的な安全行動を促す社会的責任を醸成する。

自動車使用者等については、西蒲地区交通安全協会と連携して安全運転管理者、運行管理者に対する法定講習を始とする各種研修会の充実を図る他、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動を通じて、企業内における安全管理の推進を図る。また、自転車利用者に対しても、リーフレット及び各種会合の折自転車の安全な利用に関する安全教育の充実を図る。

地域においては、交通安全協会、交通安全協会女性部会等の民間交通安全団体の活動に対して積極的な指導、協力をを行い、それらの活動を通じて正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。尚、飲酒運転に関しては運転者自身自覚意識に乏しいため、追放運動に対し取締まり指導とともに地元、警察、交番と連携のもと、啓蒙活動を積極的に推進する。

(4) 高齢者に対する交通安全教育

高齢化の進展に対応し、高齢者に対する交通安全教育の開催、社会教育活動、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育の実施、特に老人クラブ未加入者を始め高齢者のいる家庭を訪問しての個別指導、家庭における交通安全についての話し合いの推進を図る。

この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の自己実態に応じた具体的な指導を行い、反射材の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢者交通安全推進員を中心として、啓発活動を積極的に展開し、研修会等にも参加し、資質向上に努める。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、関係機関・団体等と連携して、広く村民に交通安全思想の普及を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、本村の実情に即した交通安全運動を展開する。

- (a) 自動車及び二輪車の運転の社会的責任の自覚を徹底し、自転車の安全利用、歩行者特に子供、高齢者等の事故防止、シートベルト及びヘルメットの正しい着用の徹底を目標に村民各層に広く安全意識の徹底を図る。
- (b) 関係諸団体が一致協力して、各季の交通事故防止運動を中心として創意工夫を凝らし、当村に即した運動を展開する。

(c) 飲酒運転防止対策

警察、飲食店組合等関係機関と連絡を密にし、飲酒運転の根絶を目指し啓発、啓蒙運動を図る。

(d) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、広報誌やホームページを利用するほか、運動期間に合わせて村内の事業所、団体等に情報提供を行い、より広い範囲への周知を図る。

(2) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

死亡事故においてシートベルト着用者が少ないことを踏まえ、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び着用方法について理解を求め、正しい着用の徹底を図る。あわせて、後部座席におけるシートベルトの着用推進を図る。

このため、村・関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開する。

(3) 走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置の注視に関する広報啓発

自動車販売店等において、また各種講習会、交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について、具体的事故例等を紹介するなどして周知徹底を図る。

また、事業所の安全運転管理者、運行管理者等による運転者に対する指導が徹底されるように努める。

(4) 交通の安全に関する広報の推進

村民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、村内広報紙、リーフレット、防災無線、交通安全指導車等を充分活用し、正しい交通マナーと交通ルールの実践を習慣づける。

また、集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底、無謀運転の防止、飲酒運転の追放、違法駐車等の排除等を図る。

(5) その他の普及啓発活動の推進

(a) 高齢者の交通事故防止に関する村民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるよう努める。

また、高齢者の運転中の事故を防止するため、高齢者標識（高齢者マーク）を普及するとともに、高齢者運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

(b) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、高齢歩行者を始とする各年齢層の歩行者が、ドライバーから視認性の高い服装を着用し、反射材を活用する気運の醸成を図るとともに、自転車の灯火の点灯の徹底及び自転車の側面等への反射器材の取付けを促進するなど、夜間事故の防止を図る。さらに、薄暮時における自動車の前照灯の早期点灯を促す。

(c) 自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進する。

(d) 村民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、各種の交通事故関連情報、事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

3 交通安全に関する諸団体の活動推進

交通安全活動の役割の重要性を考慮し、交通安全思想の普及徹底を図るうえで大きな役割を果たしている。関係団体については、事業及び諸行事に対する援助、必要な資料提供を行い、その意識化及び活動の充実のため指導強化し、その主体的な活動を促進するとともに団体相互間の連絡協力態勢の強化を図る。

(1) 交通指導員の育成強化

小学校登校時の街頭指導、交通安全教室の指導等及び村の主要行事の交通整理等、交通事故防止に努める。

また、指導機関の研修等に積極的に参加し、交通指導員の資質向上を図る。

(2) 交通安全協会の育成強化

各運動期間に限らず街頭指導、交通指導所の開設、交通指導車による事故防止パトロール、村の主要行事の交通整理に努める。また、防犯組合、女性部会と連携を取り必要な助成措置を図り、積極的な活動ができるよう育成強化を図る。

(3) 交通安全協会女性部会の育成

母親の立場から事故防止を考慮し、毎月10日の「交通安全家庭の日」を普及、推進し、家族との話し合いや個別訪問による事故防止活動の啓蒙を図る。

また、防犯組合、交通安全協会と連携を取り必要な助成措置および資料を提供し育成強化に努め、自主的な活動を促進する。

第3章 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発地点等における重大事故の防止に重点を置いて、警察当局との連携のもと、指導取締りを効果的に推進する。

2 暴走族対策の強化

(1) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族のい集場所として利用されやすい施設等の管理徹底を図り、暴走族をい集させないための環境づくりを推進するとともに、地域における警察関係団体が協力し、暴走行為ができない交通環境づくりを積極的に行う。

(2) 家庭、学校等における青少年の指導の充実

家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導の実施等を推進する。

暴走族問題と青少年の非行問題行動との関連性にかんがみ、警察、少年補導員、防犯組合、青少年育成団体等との連携を図るなど青少年の健全育成を図るという観点から推進する。

(3) 暴走行為に対する取締りの強化

再犯防止に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、暴走行為に対する取締りの強化を図る。

暴走被疑者の非行の背景となっている行状性格環境等の諸事情を明かにしつつ速やかな事件処理を図る。

第4章 救助・救急体制の整備

1 救助・緊急体制の整備

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

(2) 救助・緊急隊員の教育訓練の充実

消防機関において、複雑多様化する救急・救助事象に対応すべく救助隊員及び緊急隊員の知識、技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を一層強力に推進することとし、特に救急隊員の行う応急処置の範囲拡大に対応した新たな教育訓練を行うなど、救急隊員の資質向上に積極的に取り組んでいく。

(3) 救急救命士の配置の促進

消防機関において、プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の向上のために、救急救命士を計画的に配置できるように早期養成を図る予定である。

第5章 損害賠償の適正化

1 自動車損害賠償保障制度の充実

(1) 無保険車両対策の徹底

(a) 原動機付自転車等の無保険車両について、街頭の指導取締まりの強化等を通じて、責任保険の加入者の向上を図る。

(b) 任意の自動車保険について、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしているため、普及率の向上について指導を行う。

2 損害賠償の請求について援助等

(1) 交通事故被害者がより身近な相談所を利用できるよう広報紙等により周知徹底し、広く相談の機会を提供する。

(2) 交通事故被害者が社会保障制度等、また各種の援助措置ができる限り利用できるよう最善の努力をする。

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

- 1 踏切道の構造改良等による対策の促進
踏切事故の危険性が高い踏切道等については、歩道の確保も含めた構造改良の促進を図る。
- 2 踏切保安設備の整備の充実及び交通規制の実施等
踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を原則とする踏切保安設備の整備の充実を図る。
また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安施設の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ自動車通行止め等の交通規制を実施するとともに、道路標識の大型化・高輝度化等による視認性の向上を図る。
- 3 踏切道の統廃合の促進
踏切道の構造改良等の事業の実施に併せて、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を促進する。
- 4 その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置
踏切事故は、直前横断、停滞等に起因するものが多いことから関係機関や鉄道事業者等と連携し、踏切道通行者に安全意識の向上及び踏切支障時における緊急措置の周知徹底等の広報啓発を推進する。

参 考 资 料

交通安全対策基本法（抄）

（市町村交通安全対策会議）

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

弥彦村交通安全の保持に関する条例

昭和 44 年 7 月 7 日

条例第 18 号

改正 平成 12 年 3 月 22 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は村民の交通安全の保持に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の設置)

第 2 条 交通安全の保持に関する調査審議の機関として弥彦村交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織、運営その他協議会に関し、必要な事項は村長が別に定める。

(事業)

第 3 条 村長は交通安全の保持を図るため協議会の意見を聞き次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止のための調査研究に関する事項
- (2) 交通安全の指導育成に関する事項
- (3) 交通安全の広報宣伝に関する事項
- (4) 交通安全施設の設置に関する事項
- (5) 交通危険箇所の改善に関する事項
- (6) その他交通安全の保持に関し、必要と認める事項

(交通指導員)

第 4 条 前条の事業を推進するため交通指導員を置く。

2 交通指導員は非常勤とする。

(補則)

第 5 条 この条例の実施について、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 弥彦村交通災害対策委員会設置条例は廃止する。

附 則 (平成 12 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第10次弥彦村交通安全計画

平成28年3月策定

編集 弥彦村役場総務課

〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

TEL 0256-94-3131

E-mail bousai@vill.yahiko.niigata.jp

URL <http://www.vill.yahiko.niigata.jp/>